

公 示 日 : 2022 年 6 月 8 日(水)

調達管理番号 : 22a00197

国 名 : 中央アジア (広域)

担 当 部 署 : 東・中央アジア部中央アジア・コーカサス課

調 達 件 名 : 中央アジア (広域) における一村一品アプローチモデルの策定にか
かかる情報収集・確認調査 (産業振興/雇用の創出)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 地方振興/雇用の創出
- (2) 格 付 : 2 号
- (3) 業務の種類 : 調査・研究業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 7 月中旬から 2023 年 2 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 1.7、国内 1.4、合計 3.1
- (3) 渡航回数 : 1 回
- (4) 業務日数 :

国内準備業務期間	国内業務期間	現地業務期間	帰国後整理期間
2 日	6 日	51 日	20 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 2022 年 6 月 22 日(水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン
(2022 年 4 月)」別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる
競争手続き

https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しております
ので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2022年7月5日(火) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
- ① 類似業務の経験 20 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 28 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	地方産業振興に係る各種業務
対象国・地域又は類似地域	中央アジア・コーカサス地域／全途 上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : なし
- (2) 必要予防接種 : 新型コロナウイルスワクチン

6. 業務の背景

キルギス共和国（以下、「当国」という。）は、1991年のソビエト連邦からの独立後、中央アジア諸国の中でもいち早く市場経済化を推進してきたが、鉱物資源としての金以外の有力産品がなく、投資環境が未整備で十分な外国投資を誘致できなかったこともあり、天然資源に恵まれた他の中央アジア諸国と比較して経済成長は出遅れている。特に、人口の約7割弱が居住する農村・山岳地域では多くの住民が貧困状態での生活を余儀なくされている。

キルギスの経済構造は鉱工業部門が 18.5%、農業部門が 12.9%、商業・サービス部門が 48.7%を占める。このうち鉱工業については金を中心とした鉱物資源がキルギスの最大の輸出品であるが、産地が限定されるため雇用創出効果は必ずしも高くない。地方の主産業である農業は労働力人口の3割以上（地方部では6割以上）を占める重要産業であり、ユーラシア経済同盟に加盟するロシ

アやカザフスタンなどの所得水準の高い消費地が近接することから輸出ポテンシャルが高いものの、ソ連崩壊に伴う集団農場制の消失以降、政府による産業振興政策立案・実行能力の不足、バリューチェーンの未整備、そして起業家の不足等の要因からキルギスの地場産品の開発及び農産品の付加価値向上は成功してこなかった。

上記のような課題に対応するため、JICAは「イシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト」（2006年11月～2011年7月）及び同フェーズ2にあたる「一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興を通じたイシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト」（2012年1月～2016年1月）を実施した（以下、現在実施中のプロジェクトも合わせて「イシククリ式一村一品プロジェクト」と総称する）。この結果、イシククリ州においては、生産者と市場をつなぐ役割を果たす中間組織（公益法人”OVOP+1”）を核とした地場産業振興モデルであるイシククリ式一村一品アプローチ（以下、「本アプローチ」という。）を確立した。本アプローチを通じて、イシククリ州では、同中間組織が、販路開拓や営業、商品開発、デザイン、品質管理及び販売を一手に担うことにより、農村部において主に女性を中心に我が国を始め海外の企業からの受注を受けた商品の製造と輸出に成功しており、近年は商品に広がりが見られ、州内における事業関係者は2,000人を超えるなど、大きな成果を生み出している。現在、その成果を受けて実施中の「一村一品・イシククリ式アプローチの他州展開プロジェクト」（2017年1月～2023年1月終了予定）では、本アプローチの他州への展開をめざしており、各州に配置したリージョナルコーディネーターを通じて各州の地場産品の開発や販路開拓を支援し、首都ビシュケクにある販売拠点を通じて流通につなげている。同プロジェクトを通じて本アプローチが同国内の他州にも展開可能な普遍性を持つものであることが検証できれば、今後はさらに同様の問題を抱える中央アジアの各国への展開も期待される。そこで、今後、本アプローチの効果や機能とそれを生み出すメカニズムや要因を科学的に分析し、中央アジアにおける地方産業の振興や雇用創出の普遍的なモデルとしての有効性を検証するためのプロジェクト研究を実施するため、2022年2月～3月にかけて、「キルギス一村一品モデルのプロジェクト研究計画策定にかかる情報収集・確認調査」を行い本調査のベースとなる研究計画書の策定を行った。

本調査では、これまでの一村一品アプローチの活動内容や成果及び現況を把握した上で、上記の研究計画書をベースに、JICAが別途設置する有識者による研究会の議事運営が円滑に進むよう、必要な情報の収集・整理及び報告、会議結果の取りまとめなどを通じて支援するとともに、現地にて社会・経済調査を実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、キルギス・イシククリ式一村一品プロジェクトで開発された本アプローチを用いた中央アジアにおける地方産業振興や雇用促進のモデル化のためのプロジェクト研究に関し、JICAが選定した有識者による研究会の議事運営に必要な情報の収集・整理を行い、研究結果の取りまとめや報告書の作成に協力するとともに、キルギス及び周辺国（タジキスタン、カザフスタン、アゼルバイジャン、アルメニア）における社会経済調査を実施し、それぞれの国における本アプローチの適用可能性の検討に必要な情報を収集・確認する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備業務期間（2022年7月中旬～2022年7月中旬）

① 基礎情報の把握

関連報告書・文献等の資料・情報の収集・分析により、過去のイシククリ式一村一品プロジェクトの活動内容や成果を把握するとともに、中央アジア全般の地方産業開発に関するこれまでの我が国の協力の成果・教訓や調査研究活動の成果を把握する。

② 業務計画書を作成し、JICAに提出する。

(2) 国内業務期間（2022年7月中旬～2022年7月下旬）

① 研究会の運営支援

JICAが組織した有識者研究会の議事運営に必要な情報を収集・整理し、資料を作成するとともに、研究会に出席する。また、研究会での議論の結果を整理・記録する。（国内準備作業の期間中に第1回研究会を開催する予定。また、国内整理期間中に3回程度の開催を予定しており、それらにおいても同様の業務を行う。）

② 現地調査の準備

有識者研究会での議論を踏まえ、委員との協議の上で現地調査で収集すべき情報を検討し、調査項目案（調査先機関を含む）、各国での調査で使用する質問票（案）を作成する。

③ 問題分析

旧ソ連から独立し、市場経済化を図ってきた中央アジアやコーカサス地域の国々が抱える地方の農業や産業開発に共通の課題（農業の組織化や農業技術普及制度の構築の困難さなど）を分析するために必要な情報を収集し、同課題について分析する。

④ 周辺国での一村一品アプローチや農民組織化等の事例分析

既存の報告書や文献をもとに、アルメニア・「地方産品と地方ブランド

の開発プロジェクト」タジキスタン・アフガニスタン国境地域生活改善計画 (LITACA)、ジョージア「ビジネスを志向したモデル農協構築 (個別専門家)」など参考となる過去又は実施中の案件について、成功事例や失敗事例を抽出し、それらの要因について分析する。

(3) 現地業務期間 (2022年8月上旬~2022年9月下旬)

(キルギス・イシククリ式一村一品プロジェクト事業効果の検証)

① With/Without 分析の実施

サプライチェーン分析を実施し、最終受益者の利益 (収入、家計、資産等のデータ) や地域経済への影響について、プロジェクトを実施した場合としなかった場合の比較を行う。本プロジェクトの代表的商品 (例: フェルト商品、はちみつ、コスメティック) について、そのサプライチェーンを図示し、その関係者が得る収入額と、同等の原材料費や労働対価 (当該地域の平均賃金等) とを比較し、本プロジェクト関係者の所得に関する受益状況について明確にする。

② その他プロジェクト効果の把握

本プロジェクトの実施により、実際に OVOP+1 自身の製造、発注する商品生産や原材料の調達などを含むすべての生産、流通、販売等の活動により増加した雇用者数や、OVOP+1 への商品の供給やプロジェクトにより影響を受けることにより増加した起業家数をヒアリング等の方法により把握する。

③ 地方産業としての潜在的ポテンシャルの分析

本プロジェクトで生産している商品のキルギス国内や海外におけるマーケットにおけるニーズ調査を実施し、その上で地方産業としての潜在的ポテンシャルとして今後の生産活動を通じた雇用増の見通しや将来の産地形成に向けた見通しなどを分析する。

(キルギス・イシククリ式一村一品プロジェクトの事業効果を生み出す関係者の行動変容調査)

④ 関係者それぞれのプロジェクトへの参加によって発生した行動変容、またその条件の解明

本プロジェクトで活躍する当事者及び周囲に対して semi-structured interview を実施し、プロジェクトへの参加によって発生した行動変容について客観的事実を把握する。行動変容には、実際の行動のみならず、意識の変革や、納期遵守、品質管理、数量確保などに関する能力強化も含むこととする。

⑤ 行動変容を生み出すメカニズムの分析

上記④で分析した行動変容を生み出すメカニズムについて、関係者・機関との相互作用や利害関係、その他社会的、経済的、文化的作用、JICAの介入などから分析を行う。その結果について、ロジックの組み立てなどが明示的になるように図にして示す。その上で、JICAの介入なしに行動変容が発生するための条件

⑥ 周辺国（タジキスタン、ウズベキスタン、カザフスタン、アゼルバイジャン）における適用可能性の検討

各国の農村部において新たな商品開発が狙えとされる食品や手工芸品、土産品、化粧品等の市場でのニーズ、特産物等の商品、生産・流通事情などについて調査を行い、現在の農村部における生産体制や商品生産が抱える問題や課題を把握するとともに、新たな地元商品開発のニーズや可能性を探る。また、各国における起業や起業家の育成の状況について情報を収集する。

⑦ 他国での事例調査（アルメニア）

過去に実施された一村一品アプローチを実践した技プロ「地方産品と地方ブランドの開発プロジェクト」の現状について調査を行う。

⑧ 各国 JICA 現地事務所からのヒアリング

キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン、ジョージア（オンライン）の各事務所を訪問し、各国の調査事項やイシククリ式一村一品アプローチの横展開に係る見解や意見を聴取する。

（４）帰国後整理業務（2022年10月上旬～2023年1月上旬）

① 関係者の行動変容を生み出す要因の分析

現地調査において収集した情報をもとに、以下の視点を中心に関係者の行動変容を生み出す要因を分析する。

- 先進国市場で通用する“商品”を中心に生産者を牽引
- 生産意欲の高い個人ベース（グループを含む）での参加による自主性の重視
- 生産活動以外のすべて（商品企画、営業・商談、生産方法や規格、原料の供給、集荷、流通・販売、輸出等）を中間企業が担うシステム
- 地方行政等を巻き込んだブランド形成のシステム

② イシククリ式一村一品アプローチのデメリットやリスクの分析

以下のようなケースを中心に同アプローチにおいて生じる可能性のあるデメリットやリスクについて抽出し、その詳細や要因を分析する。

- ・ ビジネス関係にある日本企業や JICA 専門家が撤退した場合
- ・ 中間企業“OVOP+1”に再現性がない場合

・生産する商品の市場が限定的で生活実用品が少ない点

③ モデルの検討

上記（２）①～（４）②までで得られた情報や分析結果をもとに、イシククリ式一村・一品アプローチのモデル化を検討し、標準シナリオを作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１）業務計画書（和文）

国内業務及び現地業務で実施する業務の内容を関係者と共有するために作成。現地調査の具体的内容（案）などを記載。電子データで東・中央アジア部に提出する。

（２）業務完了報告書（和文）

全調査結果を記載。2023年1月18日(水)までにJICA東・中央アジア部に提出し、報告する。体裁は簡易製本（１部）とし、電子データを併せて提出する。

（３）その他

現地業務や国内業務で得た資料や文献、調査で収集したデータ類、アンケートやヒアリング等の結果（記録）、撮影した映像データ等をすべて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

（１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒ドバイ⇒ビシュケク⇒アルマティ⇒ヌルスルタン⇒ドシャンベ⇒タシケント⇒ドバイ⇒バクー⇒ドバイ⇒エレバン⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

（２）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地人月、国内人月は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。また、現地調査の派遣期間については、2022年8月上旬～2022年9月下旬の間で提案してください。

渡航回数は1回で全現地調査対象国（6か国）を移動することを想定しています。

各国への入国時に隔離期間はありません。各国での現地稼働日数は以下のとおり（移動日として9日間を想定）。

キルギス	：現地稼働日数：15日想定
タジキスタン	：現地稼働日数：6日想定
ウズベキスタン	：現地稼働日数：6日想定
カザフスタン	：現地稼働日数：5日想定
アゼルバイジャン	：現地稼働日数：5日想定
アルメニア	：現地稼働日数：5日想定

② 現地での業務体制

本業務従事者は単独の調査団として派遣され、調査を行います。JICA キルギス事務所、ウズベキスタン事務所、タジキスタン事務所、ジョージア支所及び実施中の「一村一品・イシククリ式アプローチの他州展開プロジェクト」（2017年1月～2023年1月終了予定）プロジェクトチームが調査を支援します。

③ 便宜供与内容

JICA キルギス事務所、ウズベキスタン事務所、タジキスタン事務所、ジョージア支所及び「一村一品・イシククリ式アプローチの他州展開プロジェクト」プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：希望に応じてあり

イ) 宿舎手配：希望に応じてあり

ウ) 車両借上げ：希望に応じてあり

エ) 通訳備上：英語⇄露語の通訳を提供（各国にて手配）

オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料をJICA東・中央アジア部中央アジア・コーカサ

ス課 (mail: jica3rd@jica.go.jp) にて配布します。

・プロジェクトから提出された活動関連資料

② 公開資料 (JICAホームページに掲載)

実施中のプロジェクトの情報については、JICAウェブサイトから閲覧可能。

<https://www.jica.go.jp/oda/project/1500304/index.html>

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022年4月1日版)」

イ) 提供依頼メール

・タイトル: 「配付依頼: サイバーセキュリティ関連資料」

・本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA キルギス (カザフスタン)・タジキスタン事務所及びジョージア (アゼルバイジャン/アルメニア) 支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情

報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上